



2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社
代 表 者 取締役社長 佐藤 恒治
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミアム)
お問合せ先 資本関連事業部長 森山 由英
(TEL. 0565-28-2121)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日（以下、本割当決議日という。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、本自己株式処分または処分という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 6 月 30 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 689,400 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,706 円
(4) 処 分 総 額	1,865,516,400 円
(5) 処 分 予 定 先 (割当予定先)	当社の払込期日時点での取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く） 4 名 628,000 株 当社の上記時点での取締役を兼務しない執行役員 4 名 61,400 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促すとともに、一人ひとりが経営者としてより一層強い責任感を持ち、株主の皆様と同じ目線に立った経営を推進することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入することを決議し、2019年6月13日開催の第115回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して年額40億円以内の株式報酬枠を設定すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数として年80万株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、2021 年 10 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行ったことに対応するため、2022 年 6 月 15 日開催の第 118 回定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数を年 400 万株以内に変更することについてご承認をいただいております。

なお、2025 年 6 月 12 日開催の第 121 回定時株主総会において、第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。また、第 6 号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対して年額 40 億円以内の株式報酬枠を設定すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数として年 400 万株以内とすること等につき、

ご承認をいただくこととなります。ご承認をいただいた場合、本自己株式処分の払込期日における処分予定先は、１．処分の概要に記載のとおりとなります。

３．本制度及び譲渡制限付株式割当契約（以下、本譲渡制限契約という。）の概要

対象者	当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員
各対象者に対する株式報酬額	会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類及び割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分
払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象者に特に有利な金額とならない金額で当社取締役会が決定
譲渡制限期間	割当日より３年から５０年の間で当社取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 ただし、任期満了その他正当な理由により、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その時点で当該対象者の保有する割当株式の全部について譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間満了時点又は譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない割当株式について、当社は当然に無償で取得する。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本譲渡制限契約に定めるところによる

※2025年６月12日開催の第121回定時株主総会後の本制度および本譲渡制限契約の概要を記載しています。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計1,865,516,400円（以下、本金銭報酬債権という。）、普通株式689,400株（以下、割当株数という。）を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者８名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下、本割当株式という。）について処分を受けることとなり、その譲渡制限期間は2025年６月30日～2075年６月30日までの50年間とします。

また、本譲渡制限契約には、法令に基づく財務報告要件に関し、当社の過去の財務諸表の修正再表示を行う必要が生じた場合、その結果として超過支給となる業績連動報酬部分を、その支給を受けた対象者または退任した対象者から当社が強制的に回収することができる、クローバック規則が含まれます。

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第121期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年５月７日（本割当決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,706円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、割当株数は、2025年４月22日に開催された報酬案策定会議において決定しております。